

## ふじみ野市自治基本条例原案策定に関する相互協力協定書

ふじみ野市在住・在勤・在学者（以下「市民」といいます。）の自立的な組織であるふじみ野市自治基本条例策定市民協議会（以下「協議会」といいます。）とふじみ野市（以下「市」といいます。）は、ふじみ野市自治基本条例原案策定に関する相互協力協定（以下「協定」といいます。）を次のとおり締結します。

### （協定の目的）

この協定は、ふじみ野市自治基本条例（以下「条例」といいます。）の平成25年3月の制定を目途に、市の特性を踏まえた条例原案（以下「原案」といいます。）を協働して策定するにあたり、協議会と市との関係、役割と責務、連絡調整、協力等の内容を定めるものです。

### （相互協力に関する3原則）

協議会と市とは、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論し、意見を交わします。
- (2) それぞれの自主性を尊重します。
- (3) 相互に連絡・情報交換を密にし、互いに協力します。

### （協議会の役割）

- (1) 協議会は、多様な方法を用いてより多くの市民の意見等の収集に努め、原案に反映させます。
- (2) 協議会は、より多くの市民に理解と信頼を得られるよう、情報を公開し、提供します。
- (3) 協議会は、プライバシーを守ります。
- (4) 協議会は、平成24年8月を目標に原案を作成し、市長へ提出します。
- (5) 協議会は、原案の修正について意見表明を行います。
- (6) 協議会は、条例制定まで責任を持って見守ります。

### （市の役割）

- (1) 市は、協議会の活動に必要な支援を行います。
- (2) 市は、原案の策定に必要な情報を提供します。
- (3) 市は、職員によるプロジェクトチームを設置して、原案の策定に必要な調査、研究を行い協議会に資料提供します。
- (4) 市は、協議会から提出された原案を尊重して条例案を策定します。
- (5) 市は、原案の修正にあたっては、協議会から意見を聞く機会を設けます。

(6) 市は、協議会との連絡調整を円滑に行うため、窓口を総合政策部改革推進室に設置します。

(協定の期限)

この協定は、協議会と市との合意をもって発効し、条例の制定までとします。

(定めのない事項等)

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議会と市とが協議して定めるものとします。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者署名の上、それぞれその1通を保有します。